

教科書シンポジウムアピール

今こそ原点に立ち返り、教科書検定意見の撤回を求めます

3月28日、大阪地方裁判所において言い渡された「大江健三郎・岩波書店『集団自決』訴訟」の判決は、「原告らの請求を棄却する」「訴訟費用は原告らの負担とする」とし、被告（大江健三郎・岩波書店）の全面勝利という結果となりました。渡嘉敷島・座間味島における「集団自決」（強制集団死）は、原告の主張するような「美しい家族愛による死」ではなく、戦争体験者が重い口を開いて語った「集団自決」（強制集団死）の真実とは、日本軍の強制・命令・誘導等による「強制された死」であったということを確認に示したものといたします。

判決文の中で、原告梅澤裕氏の陳述書ならびに本人尋問について「信用性に疑問がある」として退けられ、その代りに渡嘉敷島・座間味島の体験者の証言を「いずれも実体験に基づく話として具体性、迫真性を有するもの」として、「その信用性を相互に補完し合うものといえる」とその証言を全面的に認めました。あの悲惨な戦場を生き抜いた沖縄戦体験者からしぼりだすように語られた痛み・苦しみという言葉にこそ沖縄戦の真実があることが証明されたのです。このことは、昨年3月末の教科書検定結果以降、11万6000人の県民大会を通じて、文部科学省、全国に発信し続けてきたことであり、沖縄県民をはじめ全国の良識ある市民が求める、次世代に語り継いでいくべき沖縄戦の真実です。

しかし、文部科学省ならびに教科用図書検定調査審議会は、昨年12月26日、教科書会社6社から提出されていた日本史教科書8点の沖縄戦記述に関する訂正申請について、審議結果を発表し、文部科学大臣もその内容を承認しました。その内容は、県民大会決議に示された沖縄県民の総意と言える「検定意見の撤回ならびに記述の回復」という願いをかたくなに拒否したものです。審議会は、「検定意見は正しい」としたうえで、「基本的とらえ方」に沿った教科書記述を教科書会社・執筆者に強いる「書かせる検定」により強制的に修正させました。そのような中で、文部科学省が検定意見をつける根拠としたものの一つが、「当事者の証言」、すなわち裁判における「梅澤裕氏の陳述書」でした。しかし、裁判所は梅澤氏の本人尋問も含め、「信用性に疑問がある」と全面的に退けました。このような陳述書を理由に検定意見をつけた文部科学省・審議会の責任は重大です。文部科学省はこの誤りを認め、歴史事実を歪曲した教科書検定意見をただちに撤回し、記述の回復を認めるべきです。

引き続き県民のみなさん、全国の仲間みなさん、9.29 県民大会決議の実現までねばり強く運動をすすめましょう。

2008年4月5日

教科書シンポジウム～教科書検定意見の撤回を～参加者一同